

入札説明書等に関する質問への回答書

入札番号：商振第1号

業 務 名：令和5年度中小企業等新事業展開促進事業費補助金審査補助業務

| No. | 区分 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--------|---------|-----------------------------|--|
| 1 | 業務委託要領 | 別記2 | 補助事業に要する経費の内容はなにか。 | <p>次に掲げる要件をすべて満たす事業に要する経費のうち、下記に示す補助対象経費となります。</p> <p>ア 新サービスの展開や新たな業態への転換を行う事業</p> <p>イ 補助の対象となる経費の合計額が75万円を超えるもの</p> <p>ウ 別に定める売上減少要件を満たす中小企業者等が行う事業</p> <p>○補助対象経費</p> <p>開発費、機械装置等費（ITソフトウェア含む）、広報費、展示会等出展費、旅費、借料・損料、雑役務費、資料購入費、産業財産権等の導入経費、通訳料・翻訳料、研修費、委託費、外注費（工事費含む）</p> |
| 2 | 業務委託要領 | 別記2 | 補助金の上限額はいくらか。 | 補助金上限額は300万円です。 |
| 3 | 業務委託要領 | 第4項第1号イ | 受付件数見込の170件を超える場合の対応方法はどうか。 | 受付期間中であれば、170件を超えても受付します。 |
| 4 | 業務委託要領 | 第4項第1号イ | 受付件数見込を170件とした根拠は何か。 | 本補助金の前身となる補助金（R2～R4）の平均応募件数です。 |

| No. | 区分 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--------|---------|---|---|
| 5 | 業務委託要領 | 第4項第1号エ | 応募書類の送付先となる執務室の設置場所は、静岡県外でも問題ないか。 | 執務室の設置場所は、静岡県外でも問題ありません。ただし、打合せの必要が生じた場合、速やかに（原則として翌稼働日まで）打合せが実施できる体制をとってください。 |
| 6 | 業務委託要領 | 別記1 | 応募は電子メール可であるが、交付申請と実績報告は郵送申請のみという理解でよいか。 | 交付申請及び実績報告の提出も、必要な添付書類も含めて電子メールでの提出も可能とします。 |
| 7 | 業務委託要領 | 別記1 | 事業者が応募時に提出する「紙6部」とは具体的に何を指すのか。 | 申請書兼事業計画書、収支予算書、経費内訳書等（現在調整中）の必要書類のセットを「1部」として、6部の提出を求めます。 なお、6部の内5部はコピーで問題ありません。（郵送提出の場合） |
| 8 | 業務委託要領 | 別記1 | 応募受付時に委託業務先から県に「すべて紙で6部提出」とあるが、原本である必要はあるか（紙で応募があった場合のみ） | 原本（申請事業者が提出した書類）の提出を想定しております。 |
| 9 | 業務委託要領 | 別記1 | 応募受付時以外は、委託業務先から県に「紙で提出」の記載はないが、電子メール等での提出という理解でよいか。 | 紙媒体での提出を想定してます。 |
| 10 | 業務委託要領 | 別記1 | 応募受付から交付申請受理の間に人員削減とあるが、この部分は協議可能だと考えてよいか。（書類修正作業に労力が必要と想定される場合等） | 事務局機能を維持するための協議は可能です。 |